入札説明書

入札にあたっては、下記事項に留意のうえ別添仕様書等に留意のうえ入札してください。

（無効の入札）

１　次の各号の一に該当するものが行った入札は無効とし、開札後の再度入札に参加できない。

（１）参加する資格のない者
（２）当該競争入札について不正行為を行った者
（３）入札書の金額及び氏名について、誤脱又は判読不可能なものを提出した者
（４）入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入された者を提出した者
（５）入札書の金額を訂正した者を提出した者
（６）入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者
（７）民法（明治２９年法律第８９条）９５条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者
（８）１人で２以上の入札をした者
（９）代理人でその資格のない者
（１０）上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

（入札の中止）

２　次の各号の一に該当する場合は、入札を中止する。

（１）入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
（２）天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

（入札の辞退）

３　入札辞退の取扱いは、次のとおりとする。

（１）入札参加資格確認申請書を提出した者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
（２）入札参加資格確認申請書を提出した者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
ア　入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
イ　入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
（３）入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものでない。

（公正な入札の確保）

４　次の各号について十分留意すること。

（１）入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。
（２）この入札は、佐賀県財務規則第１０７条及び地方自治法施行令第１６７条の１０第２項の規定により、最低制限価格を設定する。予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
　なお、入札の結果、最低制限価格を下回る価格で申込みをした者がある場合は直ちにその者を失格とする。

【参考】佐賀県財務規則及び地方自治法施行令　一部抜粋

第１０７条　収支等命令者は、一般競争入札及び指名競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

２　前項の最低制限価格は、知事が別に定める方法により算出した額とする。

第１６７条の１０

２　普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。